



経理の窓7月号

平成22年7月1日号

暑中お見舞い申し上げます。

今月の税務

法人税
個人
地方

： 5月決算法人の確定申告と納付
： 所得税（第1期分）の納付
： 固定資産税と都市計画税の第2期分の納付

贈与税・相続税（資産課税）の改正

国税庁のホームページに、『平成22年分・平成23年分住宅取得等資金の贈与税の非課税のあらまし』
相続税・贈与税に係る『定期金に関する権利の評価が変わりました！』のパンフレットが掲載されて
います。適用要件等詳細は、パンフレット等で、ご確認ください。

住宅取得等資金の贈与税の特例

平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金に
ついては、非課税限度額（改正前500万円）が次のように引き上げられました。

- イ 平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けたもの 1,500万円
- ロ 平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けたもの 1,000万円

贈与を受けた年の年分の合計所得金額が2,000万円以下であることの所得要件の他、受贈者の要件
があります。適用を受けるには、贈与税の申告期限内に申告書や添付書類の提出が必要です。

■ 暦年課税を選択した場合

基礎控除 110万円



(平成22年)
基礎控除 + 非課税枠 (1,500万円) = 1,610万円
(平成23年)
基礎控除 + 非課税枠 (1,000万円) = 1,110万円

■ 相続時精算課税を選択した場合

特別控除 2,500万円



(平成22年)
特別控除 + 非課税枠 (1,500万円) = 4,000万円
(平成23年)
特別控除 + 非課税枠 (1,000万円) = 3,500万円

小規模宅地等の相続税の課税の特例の見直し

小規模宅地等相続税の課税の特例について、相続人等による事業又は居住の継続への配慮という制度趣旨を踏まえ、事業非継続・居住非継続の宅地等を適用対象から除外するなどの見直しが行われました。平成22年4月1日以後の相続又は遺贈に係る相続税について適用されます。

■事業非継続・居住非継続の宅地等に係る見直し

〈事業用の宅地等〉	事業継続の場合	400㎡まで	軽減割合	80%
	非継続の場合	なし		
不動産貸付	事業継続の場合	200㎡まで	軽減割合	50%
	非継続の場合	なし		
〈居住用の宅地等〉	居住継続の場合	240㎡まで	軽減割合	80%
	非継続の場合	なし		

* 事業継続又は居住継続とは、相続税の申告期限（相続開始後10ヶ月）まで、事業又は居住を継続する場合をいいます。

* 宅地等とは、宅地及び借地権をいいます。

■その他の見直し等

- ① 居住又は事業を継続する者としなない者が宅地等を共同相続した場合には、取得した者ごとに適用要件を判定
- ② 居住用の部分と貸付用の部分があるマンション等の敷地等については、それぞれの部分ごとに按分して軽減割合を計算
- ③ 居住用の宅地等が複数ある場合の本特例の適用対象は、主として居住の用に供されていた一つの宅地等であることを明確化

定期金に関する権利の評価方法の見直し

1. 平成23年4月1日以後の相続、遺贈又は贈与に係る相続税・贈与税について適用されるもの
定期金の給付事由が発生しているもの

〈例〉有期定期金の場合 次の①～③のいずれか多い金額

- ① 解約返戻金相当額
- ② 一時金相当額
- ③ 1年間に受けるべき金額×予定利率の複利年金現価率（残存期間に応ずるもの）

2. 平成22年4月1日以後の相続、遺贈又は贈与に係る相続税・贈与税について適用されるもの
定期金の給付事由が発生していないもの

原則として、解約返戻金相当額

